



第77回

～ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに みんな生き生き健康職場～

全国労働衛生週間

令和8年10月1日(木)～10月7日(水) 準備期間:9月1日～30日

— 福井労働局重点目標 —



福井労働局労働基準部監督課
広報キャラクター「ふくろー」

1

ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の推進

2

治療と就業の両立支援対策の推進

3

化学物質の自律的管理の定着と実効性の向上

「全国労働衛生週間」は、昭和25年から続く伝統ある取組であり、労働者の健康確保に大きな役割を果たしています。この取組は毎年実施しており、今年で、77回目を迎えます。事業場における労働衛生意識を高め、健康管理や職場環境の改善などを推進し、労働災害の予防に取り組むことを目的としています。



準備期間中(9/1～9/30)に実施する
日常の労働衛生活動の総点検

- ☐ 治療と就業の両立支援対策
- ☐ メンタルヘルス対策
- ☐ 過重労働による健康障害防止のための総合対策
- ☐ 化学物質による健康障害防止対策
- ☐ 石綿による健康障害防止対策
- ☐ 転倒・腰痛災害の予防



全国労働衛生週間中(10/1～10/7)
に実施する事項

- ☒ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ☒ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ☒ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ☒ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等の緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ☒ 労働衛生の意識高揚のための行事

実施要綱の詳細
はこちらから



全国版リーフレット
電子版こちらから



福井労働局重点目標 ～重点目標の詳細・関係情報～

1

ストレスチェック制度を含む メンタルヘルス対策の推進



ストレスチェック制度
令和10年4月1日から
50人未満事業場も義務化

実施体制・実施方法の整備を
早めに進めましょう。

主な取り組み内容

- ・ストレスチェック実施体制整備(実施者の確保・委託先の検討など)
- ・集団分析結果を活用した職場環境の改善
- ・地域産業保健センターの活用
- ・4つのメンタルヘルスケアの推進 等

関連情報を掲載しています。



詳しくはこちらから▶

2

治療と就業の 両立支援対策の推進



「治療と就業の
両立支援指針」が策定

令和8年4月1日からの
努力義務化を踏まえ、
事業場の取組が
より一層求められます。

主な取り組み内容

- ・基本方針の表明と従業員への周知
- ・相談窓口等の明確化
- ・両立支援に関する休暇制度勤務制度等の整備
- ・両立支援コーディネーター基礎研修の受講 等

関連情報を掲載しています。



詳しくはこちらから▶

3

化学物質の自律的管理の 定着と実効性の向上



化学物質の
自律的管理への転換

令和6年4月から順次施行
された 化学物質管理制度の
見直しを踏まえ、自律的管理
の定着を図りましょう

主な取り組み内容

- ・リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の実施
- ・ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
- ・保護具の適切な選定・使用及び管理 等

関連情報を掲載しています。



詳しくはこちらから▶



UPDATE

Safety
Information

安全衛性に関する情報をお届けします



転倒等リスク評価 セルフチェック票

“思っている身体”と“実際の身体”
に差はありませんか？

「転倒等リスク評価セルフチェック票」を用いて、加齢による心身の衰えについて、労働者に気付きを促し、身体機能の低下によるリスクの低減を図りましょう。



← セルフチェック票はこちらから。



健康診断結果は 受けた後が大切です

健康診断結果を活用し、労働者の健康管理
と職場環境の改善につなげましょう！

✓ 有所見者に対する医師の意見聴取
(労働安全衛生規則第51条の2)

✓ 保健指導の実施
(労働安全衛生法第66条の7)



← 関連情報こちらをご確認ください。